

逗子市健康増進計画(案)の作成に係るパブリックコメントで提出された意見の反映状況

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成27年2月5日(木)～3月6日(金)まで

総意見数：14件(2通。窓口2通)

2. 採否の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正したもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	6件
■	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	1件
▲	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていくもの	7件

3. 提出された意見及びその採否

No	関連する章	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	I・3基本方針	当診療所では、毎月無料医学講座を継続開催しているが、会場使用料、設備費の負担があり、継続実施を検討している状況である。そこで、今後、施設利用等の配慮をして頂き、逗子市民向け無料医学講座の開催を継続実施できるようにできないでしょうか。	□	貴重なご意見ありがとうございます。原則として、市の施設は有料で使用していただくこととなります(指定管理者制度を導入している施設の使用については、原則、市が使用する場合でも有料です)。しかし、当計画の基本方針では、関係機関・団体との連携強化をすすめていくことから、連携の方法について検討いたします。
2	Ⅲ・3疾病構造について	住居侵入による窃盗などの犯罪による被害者は、記憶の混乱などが生じて精神疾患になる恐れがある。このような犯罪を防ぐには、公共の防犯カメラを十分に設置する必要がある。	▲	貴重なご意見ありがとうございます。関係する所管である生活安全課に情報提供いたします。

3	Ⅲ・4 市実施の健康診査の受診状況 Ⅶ・2 今後取り組むテーマの概要	特定健診の受診率の目標設定が低すぎる。直ちに50%とし、100%を目指すべきである。	■	貴重なご意見ありがとうございます。 特定健診受診率の目標値は、市民参加により平成24年度に策定した第二次逗子市特定健康診査等実施計画において設定したものです。ご指摘のように最終目標としては100%を目指したいと考えますが、県内の最高受診率である他自治体においても約40%であることから、この目標値を本計画でも採用しています。
4	Ⅴグループの話し合いの概要	グループの話し合いの概要に記された項目について、着実に実現することが重要である。	□	
5	Ⅶ・2 今後取り組むテーマの概要 Ⅶ・1 既存事業の整理	Ⅳ市民アンケートを反映させる実施計画として、Ⅶ既存計画の整理、今後取り組むテーマの概要では不足の観がある。市民意見が充分反映されるよう工夫や努力を望む。	□	既存事業や今後取り組むテーマを進めていく際には、グループごとの意見をできる限り反映していきます。
6	Ⅵ・1 医療・保健・福祉の連携強化	リーディング事業は不十分の観がある。これに関する市民意見を常に受け付けて実現するための窓口を要する。その窓口で受け付けた意見と実施状況は、毎月ないし四半期ごとに「広報ずし」で公表することを望む。	□	総合計画と基本計画、個別計画の一体化の方針を受け、リーディング事業は各計画共通の事業として設定しています。進捗状況につきましては、定期的に広報ずしでお知らせする予定です。
7	Ⅵ・2 総合的病院誘致	総合的病院誘致に関し、これまでの誘致失敗の検証を徹底すべきである。	▲	今後の総合的病院誘致に向けての参考とさせていただきます。
8	Ⅶ・3 計画の進行管理について	単発的にある年度につくっておしまいでなく、毎年見直し、3年ごとにパブリックコメントを求めるなどの措置が求められる。	□	貴重なご意見ありがとうございます。 毎年度実施状況を進行管理し、PDCAサイクルにより、業務を継続的に改善していきます。 本計画は8年計画になっているので、中間となる平成31年度に中間評価、計画終了後の平成35年度に最終評価をしていきたいと思います。 パブリックコメントについては、市民参加条例に基づき、実施してまいります。

9	その他	パブリックコメントの期間が1箇月では短い。提出期間の拡大が必要である。	▲	市民参加条例においてはパブリックコメントは30日以上と定められています。ご意見は今後の参考にさせていただきます。
10	その他	かつて逗子海岸で実施されていた寒中水泳が中止されたのは残念である。復活させて欲しい。	▲	貴重なご意見ありがとうございます。関係する所管である文化スポーツ課に情報提供いたします。なお、個人的に継続して実施している方もいらっしゃるものの情報はありましたが、団体としては実施していないようです。
11	その他	少子高齢化は市民意識にも関連することから、その分析は対策立案のためにも重要であり、市民参加の会議などによって対策を作ることが望まれる。	□	本計画は、公募市民等をメンバーとした懇話会及び計画部会の意見を参考に作成しております。
12	その他	本計画には、保育所や特別養護老人ホームの記述が無い。これらに関する計画作成も怠ってはならない。	▲	貴重なご意見ありがとうございます。関係する所管である保育課及び介護保険課に情報提供いたします。なお、健康増進計画は健康増進法に基づく計画であり、保育所については逗子市子ども・子育て支援事業計画、特別養護老人ホームについては逗子市高齢者保健福祉計画を策定しています。
13	その他	近所づきあいを大切に、お互いに健康に注意し合える環境を作ることが大切であるが、そのためには近所づきあいが希薄な集合住宅よりも、戸建住宅が勧められる。	▲	今後の参考とさせていただきます。
14	その他	病院の不親切な対応について、必要な改善策を講じるべきである。	▲	医療機関の管理監督は、神奈川県が行っており、このようなご相談があった場合は、県の窓口を紹介しています。